

「フルハーネス型墜落制止用器具使用業務」 特別教育のご案内

主催：一般社団法人半田労働基準協会
半田市宮路町151-32
☎0569-21-4440、fax0569-21-4441

※2019.2.1より義務付け

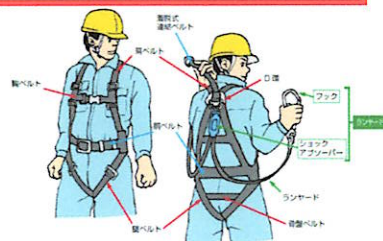
厚生労働省は、高所作業における墜落防止対策として、労働安全衛生規則等の一部改正を行い、安全帯が墜落制止用器具に変わり、墜落制止用器具はフルハーネス型を使用することが原則となります。

労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条により、「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」に従事する者に対し特別教育を行うべきことが義務付けられ、平成31年2月1日から適用されました。また、着用義務化も令和4年1月2日から適用されています。該当する作業がある場合には是非受講されますようご案内申し上げます。

※昼食は各自でご用意ください。(休憩時間に限りがありますのでなるべくご持参ください)

記

- 1 日時 令和7年7月15日(火)
9時30分～16時30分
- 2 会場 アイプラザ半田(半田市東洋町1-8) ☎0569-23-2255
【アクセス】裏面参照
- 3 定員 30名
- 4 受講料 会員 10,200円(テキスト代、消費税含みます。)
非会員 13,200円()
- 5 対象者 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）に従事される方
- 6 講習内容



学 科	I 作業に関する知識	1時間
	II 墜落制止用器具に関する知識	2時間
	III 労働災害の防止に関する知識	1時間
	IV 関係法令	0.5時間
実 技	V 墜落制止用器具の使用等方法等	1.5時間
	計	6時間

- 7 修了証の交付 講習修了者には、修了証を当協会から交付いたします。
- 8 申込締切日 7月1日(火)
- 9 申込方法
裏面申込書に会費を添えて締切日までに協会事務局(半田市宮路町151-32、☎0569-21-4440、Fax0569-21-4441)にお申込みください。
会費振込の場合は、半田信用金庫、住吉町駅西支店普通預金No.0019928(一社)半田労働基準協会にお願いします。(恐れいりますが、振込手数料は貴社にてご負担くださいますようお願いいたします。)
なお、締切日前でも定員になり次第締め切りますので、事前にお電話ご予約願います。
- 10 持ち物 ①受講票 ②筆記用具
③フルハーネス型安全帯 ※受講者間の貸し借りは不可
④持参されない場合は、受講できません。
- 11 お問い合わせ・申込先

一般社団法人半田労働基準協会 〒475-0902 半田市宮路町151-32

☎0569-21-4440 fax0569-21-4441

(注意事項) 一旦納付された受講料は、講習日の7日前までに取消しの手続きを終了された場合を除き返却しません。

【フルハーネス型墜落制止用器具使用業務 特別教育受講申込書】

FAX 0569-21-4441

開催日：令和7年7月15日（火）

【会員・非会員別】 会員 ・ 非会員

受講番号 (記入不要)	受講者名	フリガナ	生年月日 (和暦)

事業場所在地	〒		
事業場名		電話	
担当者	部署	氏名	FAX

【アイプラザ半田】



「修了証」は、申込書どおりに作成いたしますので、お名前・生年月日は正確にご記入ください。
当日、受付で誤りがある旨お申し出があった場合は、修了証再発行手数料（2,200円）をいただきます。
特に、申込書代筆の場合はご注意ください。
※事前に「受講票」受領時にご確認いただきますようお願いいたします。

駐車場 298台

■アクセス

- ・ JR半田駅から徒歩10分
- ・ 名鉄知多半田駅から徒歩15分
- ・ 知多半島道路 半田中央ICから20分